

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分～6月分)

令和3年6月30日現在

■令和3年4月1日～令和3年6月30日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 16件>

| 日付    | 件名   | 発信者  | 要望書・意見書等のポイント   |
|-------|--|--|---|
| 4月12日 | 訪問販売等における書面交付について電子データの提供による代替を許容することに反対する意見書【参考送付】                    | ジャパンライフ被害対策大阪弁護士団<br>弁護士(団長)葉袋 真司<br>弁護士(事務局長)高尾 慎一郎 | 法案中、訪問販売・連鎖販売取引・商品預託取引などの書面交付について、消費者の承諾があれば電子データの提供による代替を許容する部分に強く反対し、当該部分を法律案から削除することを求めます。<br>ジャパンライフの被害は、預託取引、訪問販売により、多数の被害者と多額の被害を生みました。その被害の多くは高齢者であり、今後、わが国は高齢化がますます進展することが見込まれます。このような中、預託取引、訪問販売等について、消費者の承諾により、電子データの提供による代替を認めることは、より被害が生じやすい環境を作り出してしまうこととなります。ジャパンライフの被害は、高齢者層に集中していましたが、預託取引、訪問販売という消費者トラブルは全ての世代に存在します。特に、1年後には成年年齢の引き下げも予定されており、若年者による消費者トラブルの拡大が懸念されています。電子データの提供による代替を認めることは、高齢者・若年者その他全ての消費者に被害が生じやすい環境を作り出すことにつながります。このようなことは、消費者被害の救済に関わっている弁護士として看過できません。以上のとおりですので、法案中の訪問販売・連鎖販売取引・商品預託取引などの書面交付義務を消費者の承諾があれば電子データの提供で代替することを許容するとの部分に強く反対し、当該部分の法律案からの削除を求めます。  |
| 4月12日 | 特定商取引法・預託の改正法案における書面交付義務の電子化を認める条文案の削除を求めます                            | 主婦連合会<br>会長 有田芳子                                     | 法案の中核を成すのは、ジャパンライフ等の大規模消費者被害をもたらす販売預託を原則として禁止するとともに、お試し定期購入や送り付け商法等への規制を強化するための条文案であり、消費者保護に資するものとして主婦連合会はその内容に賛成し、それらの条文に関しては早期の確実な成立を望むものです。一方、この改正法案には、特定商取引法の取引類型および預託取引について消費者の承諾があれば契約書面の交付に代えて電子メールなどで送信すればよいという「書面交付義務の電子化」を認める改正案部分が盛り込まれています。事前に消費者の承諾を得るから消費者に不利益をもたらさないという考えは、特定商取引法や預託法における消費者の実態を全く無視するものと言わざるを得ません。<br>訪問販売や連鎖販売取引(マルチ商法)、預託商法などは、不当な勧誘行為により消費者が本意な契約を結ぶおそれが強いために、法律で書面交付義務やクーリング・オフを定めています。問題のある勧誘行為のもとで交わされた契約においては、消費者が契約内容を十分に理解し承諾したとは言えず、同時にそうした状況下では、電子データの提供についても納得・承諾したと評価することはできないはずです。不利な契約内容やクーリング・オフの存在を知らないままに、「メールで送りますよ」と言われて「はい」と答えたことが「承諾した」とされるならば、被害を拡大・深刻化することにもなりかねません。デジタル技術に不慣れな高齢者や、SNSなどのつながりの中で安易に契約してしまう若年者など、消費者の弱みにつけ込んだ消費者トラブルの発生が懸念されます。また、高齢者などの取引被害は、家族や見守りを行う者など、第三者が契約書面を見つけることによって発見されることも多く、書面の電子化は、契約の存在を見えなくし、消費者被害の発見が困難となる怖れもあります。 |
| 4月16日 | 特定商取引法・預託法の改正法案における書面交付義務の電子化を認める条文案の削除を求めます                           | 一般社団法人 全国消費者団体連絡会                                    | 改正法案のうち、特定商取引法の「詐欺的な定期購入」や「送り付け商法」に対する規制を強化する改正、および預託法の「販売を伴う預託等取引」を厳しく規制する改正については、早期の実現を求めます。しかし、この改正法案には訪問販売やマルチ商法、預託取引などについて、消費者の承諾があれば契約書面の交付に代えて電子メールなどを送信すればよいとする「書面交付義務の電子化」を認める改正案部分が突然盛り込まれました。書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供することが可能になれば、現状よりも高齢者の消費者被害を増大させる危険性が高く、来年の成年年齢引下げも相まって若年者の消費者被害の増大も懸念され、悪質商法による消費者被害を防止・救済するための書面交付義務とクーリング・オフの意義を損なうものであり、別途慎重な論議を行う必要があるため、改正案から削除を求めます。<br>消費者被害の防止・救済に逆行する書面の電子化の改正案部分については削除し、改めて関係者による検討委員会を設け、電子化の必要性や不利益防止の制度的措置を検討することを求めます。<br><意見の理由><br>(1)悪質商法被害と書面交付義務の重要性 (2)不当な勧誘行為下における「消費者の承諾」は被害を深刻化させる (3)デジタル社会の推進の名の下に対面取引まで含める不当性 (4)立法の必要性が全く議論されていない   |
| 4月23日 | 特定商取引法及び特定商品預託法の書面交付義務の電子化に反対する会長声明【参考送付】                              | 群馬弁護士会<br>会長 矢田 健一                                   | 書面交付義務の電子化は、特定商取引法等の有する消費者保護機能を後退させるものである。デジタル社会の推進という名のもとに、消費者保護という根本的な法の趣旨・目的を後退させることは許されない。書面交付義務がある現在でさえ、消費者被害は後を絶たないのが現実である。将来的な課題として電子化について議論するとしても、その前に、消費者被害を撲滅するための議論が優先されなければならないのであり、それらが進まないままに電子化という結論だけを推し進めることは、消費者被害を加速させる危険が極めて高い。<br>したがって、当会は、特定商取引法等の書面交付義務の電子化を認める本件の改正案に、反対するものである。   |
| 4月28日 | 特定商取引法・預託法の改正法案における「契約書面等の電磁的方法による提供」を認める条文案についての意見                    | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会                     | 改正法案のうち、特定商取引法の「詐欺的な定期購入」や「送り付け商法」に対する規制を強化する改正、および預託法の「販売を伴う預託等取引」を厳しく規制する改正については、早期の実現を求めます。<br>一方、この改正法案には、ほとんど議論が行われなまま、クーリング・オフを伴う全ての取引類型について、消費者の承諾があれば契約書面の交付に代えて電子メールなどを利用する「契約書面の電子化」を認めることが、盛り込まれました。「契約書面の電子化」については、2020年11月9日の規制改革推進会議の要請のみで加えられ、消費者・事業者・学識経験者等による議論の場はいっさい設けられていません。また、消費者委員会からも「契約書面の電子化」についての建議が出されていますが、消費者庁は、具体的な対応策をどこまで講じることができるのか、回答を示していません。<br>こうした状況下、この改正法案が施行されれば、電磁的交付に不慣れな高齢者や、来年の成年年齢引下げに伴い、社会的経験の乏しい若年者の消費者被害の増大が懸念されます。消費者被害の防止・救済に逆行する「契約書面の電子化」の改正部分については削除し、改めて関係者による検討委員会を設け、電子化の必要性や不利益防止の制度的措置を検討することを求めます。   |
| 5月6日  | 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の改正に関する国会での審議に向けての意見書                               | 熊本県弁護士会<br>会長 原 彰宏                                   | 衆議院及び参議院は、第204回通常国会における特定商品等の預託等取引契約に関する法律の改正にかかる審議にあたり、下記の事項を踏まえた積極的な審議・検討を行うべきである。<br>(1) 法改正にあたっては、特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会による令和2年8月19日付「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書」の内容の実現を図ること<br>(2) 預託法の規制対象となる取引に3か月以上の預託期間を求める要件の早期の撤廃を図ること<br>(3) 消費者庁及び適格消費者団体による破産申立制度の早期の導入を図ること<br>(4) 改正法に基づく内閣総理大臣の「確認」手続の運用方針及び関連省令の制定・改定内容が、販売預託商法の被害を防止するために十分なものとなるように明確にすること   |
| 5月7日  | 特定商取引法に関する法律が定める書面の交付義務について、電磁的方法による交付を認める法改正に反対し、消費者保護の観点から慎重な対応を求めます | 特定非営利活動法人<br>消費者サポートネット和歌山<br>理事長 赤井 カホル             | 内閣府規制改革推進会議の第3回成長戦略ワーキング・グループにおいては、オンライン英会話コーチの取引が書面の郵送交付の義務があるためオンラインで完結しないというケースを例に、特定商取引法の特定継続的役務提供における概要書面及び契約書面の電子化が取り上げられ、消費者庁はデジタル化を促進する方向で適切に検討を進めると回答しています。当団体も、デジタル化の方向性そのものに反対するものではありませんし、コロナ禍においてはそのメリットを実感しております。<br>しかし、特定商取引法は不招請勧誘により契約内容を十分に理解しないまま契約することが多いと考えられる契約類型について、その取引の重要事項(金額や条件等)を記載した概要書面及び契約書面の交付を義務付けることで、消費者保護を図っています。安易に電磁的方法による交付を認めることは、特定商取引法による消費者保護の機能の根幹を危うくすることにつながります。高齢者の消費者被害の件数は依然として高止まりの傾向にあり、昨今は情報商材や転売ビジネス、マルチ商法など特定商取引法によって規制すべき取引が氾濫しています。相談現場でこの法律を広く活用して消費者被害の回復をしている団体としては、オンラインによる書面交付を認める改正に反対します。  |

| 日付    | 件名  | 発信者                           | 要望書・意見書等のポイント  |
|-------|---|-------------------------------|--|
| 5月11日 | 特定商取引法・預託法の改正法案における書面交付義務の電子化を認める条文の削除を求めます                   | 日本生活協同組合連合会<br>代表理事統括専務 嶋田 裕之 | 特定商取引法の「詐欺的な定期購入」や「送り付け商法」に対する規制を強化する改正、および預託法の「販売を伴う預託等取引」を厳しく規制する改正については、早期の実現を求めます。しかし、この改正法案には訪問販売やマルチ商法、預託取引などについて、消費者の承諾があれば契約書面の交付に代えて電子メールなどを送信すればよいとする「書面交付義務の電子化」を認める改正案部分が突然盛り込まれました。書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供することが可能になれば、現状よりも高齢者の消費者被害を増大させる危険性が高く、来年の成年年齢引下げも相まって若年者の消費者被害の増大も懸念され、悪質商法による消費者被害を防止・救済するための書面交付義務とクーリング・オフの意義を損なうものであり、別途慎重な論議を行う必要があるため、改正案から削除を求めます。消費者被害の防止・救済に逆行する書面の電子化の改正法案部分については削除し、改めて関係者による検討委員会を設け、電子化の必要性や不利益防止の制度的措置を検討することを求めます。   |
| 5月14日 | 契約書面等の交付を電磁的方法による提供をもって代替する特定商取引に関する法律等の改正に反対する声明             | 福島県弁護士会 会長 吉津 健三              | 改正法案のうち、通信販売の詐欺的な定期購入商法等に対する規制を行い、また販売預託を原則禁止にすることについては、消費者被害対策として歓迎すべきものである。しかし、契約書面等、事業者が義務づけられている書面等の交付について、一定の条件下で、電子メールの送付等の電磁的方法により行うことを可能とする点については、容認できない。消費者の利便性に資する場合は、契約過程上のやり取りが全てインターネット上で完結するごく限られた一部の取引の場合のみであるにもかかわらず、本改正案のうち、契約書面等の交付を電子メールの送付等による提供をもって代替することを認める改正部分は、かえって消費者が契約内容を確認し再検討する機会を失わせる可能性があり、当該契約に対する特商法等で認められた権利行使の妨げとなり得、また、消費者被害が生じた場合にこれを拡大助長させる懸念材料となるものであって、消費者被害の発生しやすい取引類型の公正性の担保により消費者の利益を保護し損害を防止するという特商法及び預託法の目的に反するものである。よって、当会は、契約書面等の交付を電子メールの送付等による提供をもって代替する特商法及び預託法改正に強く反対し、法案中、同部分の撤回又は同部分の削除をする修正を求める。  |
| 6月2日  | 1年後に迫る成年年齢引下げに伴う若年消費者被害の拡大防止に向けた実効性ある施策を直ちに実現することを求める会長声明について | 富山県弁護士会<br>会長 足立政孝            | 民法の成年年齢引下げについての2009(平成21)年10月の法制審議会の意見は、成年年齢の18歳への引下げを適当としつつも、その前提条件として、①若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれを解決する施策が実現されること、②施策の効果が十分に発揮されること、③ 施策の効果が国民の意識として現れることを掲げていた。また、参議院法務委員会において本法律の施行にあたり、①いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を創設すること(法成立後2年以内)、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと(法成立後2年以内)、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずる、④質量共に充実させた消費者教育の実施、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知徹底のための国民キャンペーン実施などの施策について格別の配慮が求められた。しかし、本法律が成立した以降、状況はさほど変わっておらず、上記附帯決議が求める施策が十分に実施されているとは到底言い難い。特に、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権を喪失することによる消費者被害拡大に対応する施策は急務であるが、極めて不十分である。上記附帯決議に示されたような成年年齢引下げに伴う若年消費者被害の拡大防止に向けた実効性ある施策を直ちに実現するよう求める。   |
| 6月10日 | 「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」の成立にあたって      | 一般社団法人<br>全国消費者団体連絡会          | 今回、消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」報告書に沿った改正を実現することができた点については、高く評価します。一方、突如として盛り込まれた、消費者の承諾をもって契約書面を電磁的方法により送付することを可能とする条文については、不意打ち的に勧誘される訪問販売を含め、通信販売を除く全ての取引類型が対象として規定されてしまい、消費者の思いを踏まえた修正とならず、大変残念でなりません。今後は、政省令にて契約書面の電子化における消費者の承諾の在り方などの具体的な要件を定めるとしていますが、内容の検討にあたっては、消費者庁にて検討会を設置、あるいは消費者委員会に専門調査会を設置し、消費生活相談員、弁護士等の専門家、消費者団体などを委員として含め、公開での検討の場にて時間をかけ、丁寧かつ慎重な論議を行うことを求めます。また、施行に向けて今回の法改正の内容の周知を進めるとともに、訪問販売や電話勧誘販売における抜本的な対応策を含め、附帯決議で示された事項についての検討を迅速に行うことを求めます。  |
| 6月11日 | 改正特定商取引法・預託法成立を受けての声明   | クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議         | 本日の参議院本会議において「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決された。同改正法は、近時被害が増加している詐欺的お試し定期購入被害への対策や、ジャパンライフ・安愚楽牧場等大規模消費者被害を発生させてきた販売預託の原則禁止等、消費者被害の予防・救済の観点から評価すべき点も盛り込まれている。しかし同改正法には、従来悪質商法被害の歯止めにも一定の役割を果たしてきた書面交付の電子化を認める内容が含まれている。これについては、消費者庁が設置した検討会において何の議論もなかったにもかかわらず突如法案に盛り込まれたという手続上の問題のほか、従来書面交付が果たしてきた被害防止機能や警告機能等の重要な役割について十分考慮されていないこと等、多くの問題がある。書面交付電子化に関する条項が削除されないまま法案が採決されたことは極めて遺憾である。今後改正法に基づく政省令・ガイドラインを改正する際には、消費者団体を含めた幅広い関係者から組織される新たな検討会を設置すべきである。同検討会においては、消費者保護の観点から、各取引類型の特徴に応じたきめ細かな議論を行う必要がある。また、前回の特商法改正(平成28年改正)から5年の経過に伴う見直し時期が近付いていることから、本来のデジタル化の方向と相容れない訪問販売・電話勧誘販売等における不招請勧誘規制の在り方についても議論するべきである。あわせて、来年4月に迫った成年年齢引き下げに伴う若年者のマルチ商法被害を防止するため、22歳以下の若年者に対するマルチ取引の禁止等の抜本的な対策についても議論することを希望する。 |
| 6月11日 | 改正特定商取引法・預託法成立を受けて  | 全国消費者行政ウオッチねっと                | 本日の参議院本会議において「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決されました。同改正法は、近時被害が増加している詐欺的お試し定期購入被害への対策や、ジャパンライフ・安愚楽牧場等大規模消費者被害を発生させてきた販売預託の原則禁止等、消費者被害の予防・救済の観点から評価すべき点も盛り込まれています。しかし残念なことに、同改正法には、従来悪質商法被害の歯止めにも一定の役割を果たしてきた書面交付の電子化を認める内容が含まれています。これについては、消費者庁が設置した検討会において何の議論もなかったにもかかわらず突如法案に盛り込まれたという手続上の問題があるだけでなく、従来書面交付が果たしてきた被害防止機能や警告機能といった重要な役割について十分考慮されていないこと等、多くの問題があると考えます。今後改正法に基づく政省令・ガイドラインを改正する際には、消費者団体を含めた幅広い関係者から組織される新たな検討会を設置し、消費者保護の観点から、各取引類型の特徴に応じたきめ細かな議論を行うことを望みます。あわせて、本来のデジタル化の方向と相容れない訪問販売・電話勧誘販売等についての不招請勧誘規制の在り方についても議論するとともに、特商法分野におけるデジタル関連の被害状況を注視し、問題があれば速やかに被害の防止・救済策をとるよう希望します。   |
| 6月16日 | 成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための施策の速やかな実現を求める会長声明                        | 東京弁護士会<br>会長 矢吹 公敏            | 民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(以下「民法改正法」という。)の施行日である令和4年4月1日まで、10ヶ月である。参議院法務委員会は全会一致で、①早急にいわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を創設することなど若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うことにつき検討を行い、法成立後2年以内に必要な措置を講ずること、②マルチ商法等の被害の実態に即した対策について検討し、必要な措置を講ずること、③消費者教育の充実、④成年年齢引下げについての周知徹底、などを内容とする附帯決議を行っている。ところが、法成立後約3年を経過し、施行まで約10か月となった現在に至っても、附帯決議の内容は実現されていない。つけ込み型不当勧誘取消権の創設については、必要な措置を講じるべきとされた法成立後2年以内という期限を既に大きく徒過したにもかかわらず、創設のための措置が講じられる目処も立っていない。消費者教育については、成年年齢引下げに伴う消費者被害を未然に防止しうる実践的な消費者教育を開始しておくべきであったところ、現状ではそのような段階には至っていない。成年年齢引下げ自体は周知されているにもかかわらず、未成年者取消権を18歳で失うことの意味やリスクなどの周知徹底は未だ十分とはいえない。当会は、上記状況を踏まえ、国に対し、上記附帯決議に示された施策全ての速やかな実現を求めるとともに、仮に施策が実現されないときは、未成年者取消権の行使可能年齢を引き下げる部分について施行日を延期することを求める。  |

| 日付    | 件名   | 発信者                  | 要望書・意見書等のポイント   |
|-------|--|----------------------|---|
| 6月21日 | 成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための措置を求める会長声明                          | 第二東京弁護士会<br>会長 神田 安積 | 民法の成年年齢引下げの施行日(2022年4月1日)が目前に迫りつつあります。成年年齢引下げを定めた改正民法(以下「本法律」といいます)の成立に際しては、参議院法務委員会において、①知識・経験・判断力不足等の事情を利用して勧誘して契約締結させた場合の取消権(つけ込み型不当勧誘取消権)を創設すること、②若年者の消費者被害を防止・救済する制度を創設すること、③マルチ商法等の被害の実態に即した対策について必要な措置を講ずること、④消費者教育の充実を図ること、⑤若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ること、⑥消費者被害拡大防止の社会的周知のための国民キャンペーンの実施を検討すること、⑦施行日まで上記の措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について随時公表すること等について各別の配慮をすべきである旨、付帯決議されている。しかし、本法律成立から3年以上が経過した現時点においても、付帯決議記載の措置は十分に実現されていません。あらためて、国に対し、施行日まで付帯決議記載の措置を確実に実現し、成年年齢引下げ及びその影響について国民の理解を求めるとともに、仮にこれらが実現できない場合には、未成年者取消権の行使可能年齢引下げの施行の延期を検討することを求めます。 |
| 6月23日 | 「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」の成立に関する意見 | 東京消費者団体連絡センター        | 消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」報告書に沿った法改正が実現できた点については評価します。しかし、突如として盛り込まれた、消費者の承諾をもって契約書面を電磁的方法により送付することを可能とする条文については、高齢者や若年者をはじめ消費者の被害拡大が危惧されることから、条文の削除を求める意見書を提出しました。消費者保護という役割を担っている消費者庁は、委員会の論議を正面から受け止め書面の電子化の条文削除に応じるべきであったと考えます。今後は、政省令にて契約書面の電子化における消費者の承諾の在り方、真の同意とは等の具体的な要件を定めるとしています。内容の検討にあたっては、消費者庁にて検討会を設置し消費生活相談員、弁護士等の専門家、消費者団体などを委員として含め、公開での検討の場にて時間をかけ、丁寧かつ慎重な論議を行うことを求めます。そして、政省令が整い法律が施行された場合、書面の電子化による消費者被害の問題が明らかになった際には法律の見直しや書面の電子化の撤回がなされるべきと考えます。平成28年度改正で積み残された課題である訪問販売や電話勧誘販売の抜本的な対応策の検討を早急に始めてください。   |

<その他:5件>

| 日付    | 件名  | 発信者                      | 要望書・意見書等のポイント  |
|-------|---|--------------------------|--|
| 4月23日 | 「消費者基本計画工程表改定素案」についての意見書【参考送付】              | 日本弁護士連合会<br>会長 荒 中       | 当連合会は、消費者政策について多数の意見を公表し、また、消費者基本計画(以下「基本計画」という。)及び同工程表(以下「工程表」という。)の策定・改定に当たっても意見書を公表し、本意見書はこれまで公表した意見を踏まえて、工程表素案について意見を述べる。<br>1「Ⅰ 消費者被害の防止」について<br>(1)消費者の安全の確保<br>(2)取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保<br>(2)に「金融サービス仲介制度」の項目を追加するべきである。<br>(3)ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進<br>(4)消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備<br>2「Ⅱ 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の推進」について<br>(1)「(4)事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進」について<br>3「Ⅲ『新しい生活様式』の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応」について<br>(1)「新しい生活様式」の実践や災害時に係る消費者問題への対応<br>(2)デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立<br>(3)消費者生活のグローバル化の進展への対応<br>4「Ⅳ 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施」について<br>(1)消費者教育の推進<br>5「Ⅴ 消費者行政を推進するための体制整備」について<br>(1)消費者の意見の反映と消費者政策の透明性の確保<br>(2)国等における体制整備<br>(3)地方における体制整備 |
| 4月27日 | ポスター「HPVワクチンってなんでしたっけ？」の訂正・回収等を求める要請書【参考送付】 | 薬害オンブズパーソン会議<br>代表 鈴木 利廣 | 子宮頸がんに係るポスター表記が極めて不適切なものである。上記ポスターは直ちにウェブサイトから削除されるべきであり、事実誤認や不適切な記載があったことを明記するべきである。  |
| 5月28日 | 消費者委員会事務局長の応募要件等の変更に関する意見書                  | 不招請勧誘規制を求める関西連絡会         | 意見の趣旨<br>内閣府消費者委員会の事務局長は任期付職員法に基づき民間からの公募によって任用した特定任付職員に限定すべきであり、各省庁に勤務する任期の定めのない一般職員を任用対象とするべきではない。   |
| 5月31日 | 景品表示法を抜本的に改正し、不当表示等の迅速な排除と消費者被害回復を求める意見書    | 食の安全・監視市民委員会<br>代表 神山美智子 | 景品表示法に関する法制度改正への検討開始を求めます。少なくとも、以下の4点について要望します。<br>1. 消費者庁設置に伴い解消された「申告制度」を復活させること<br>景品表示法が消費者庁に移管される前は、法違反の表示を疑って届け出る消費者に対し、調査結果等を伝える「申告制度」がありました。早急に、申告制度の復活を求めます。<br>2. 不実証広告規制制度の審査の透明性を確保すること<br>不当表示を迅速に排除する措置ですが、事業者がどのような資料を提出し、消費者庁がどのような理由から客観性・合理性に欠ける判断をしたのか、消費者にとっては明確ではありません。より透明性を確保するために、不実証広告規制に関する情報開示のあり方を検討することを求めます。<br>3. 違反表示については表示改善だけでなく、表示に合わせた商品・サービスの実態改善を命令できるよう、運用の積極化を図ること<br>これまでは、表示通りの成分が含まれていなかったなどの例のように、表示の改善命令が主体でしたが、商品の実態を表示に合わせて事業者が改善させ、消費者の原状回復を図るようにすることも消費者利益に適うことを法運用上の措置として明確にすべきです。<br>4. 課徴金制度と返金制度の抜本的改正を図ること<br>返金制度に基づく返金の実施を事業者が命令できるようにするとともに、課徴金同様に、返金算定率を引き上げるなど、制度の抜本的改正が必要です。  |
| 6月16日 | みんパピ！全面広告に関する要望書【参考送付】                      | 薬物オンブズパーソン会議<br>代表 鈴木利廣  | 要望の趣旨<br>朝日新聞2021年4月9日朝刊に掲載された「みんパピ！みんなで知ろうHPVプロジェクト」名義による全面広告には、HPVワクチンの有効性について明らかに誇大な表現が用いられていることから、今後同様の行為が行われないよう、同プロジェクトを運営する一般社団法人HPVIについての今後の情報を広く発信する会に対する指導等、必要な措置をとることを求めます。   |